

番号：180327

国名：ガーナ

担当：人間開発部保健第一グループ保健第二チーム

案件名：野口記念医学研究所 安全・質管理向上プロジェクト 詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年10月下旬から2019年2月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.47M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数：

| | | |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
| 5日 | 14日 | 5日 |

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2018年10月10日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）
（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年10月26日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- （計100点）

| | |
|----------|----------------|
| 類似業務 | 各種評価調査（保健医療分野） |
| 対象国／類似地域 | ガーナ共和国／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト事業本体への応募・参加を認めない。

(2) 必要予防接種：黄熱病の予防接種証明書の携行が必要です。

6. 業務の背景

ガーナ共和国（以下、「ガーナ」）は、2010年に低中所得国入りし、2011年には史上最大の経済成長率（14%（世銀））を記録したが、その後、経済成長率は低迷し、現在では、3.7%（2016（世銀））、一人あたりの国民総所得が1,390ドル（2016（世銀））である。保健指標については、2015年を達成期限としたミレニアム開発目標達成への取り組みの結果、母親と子どもの死亡率が1990年から半減するなど健康状況に改善がみられたものの、5歳未満児死亡率は52（出生1000対）、妊産婦死亡率は310（出生10万対）（Ghana Maternal Health Survey, 2017）にとどまっている。

同国の疾病パターンにおいては、気管支炎、マラリア、HIV/エイズ、下痢症等の感染症が主要疾病の7割以上を占めており、感染症対策は重要な医療政策の一つである。15歳から49歳のHIV感染率は2.4%（GAC/NACP, Annual Report, 2016）であり、再び増加傾向になっていることから、引き続きHIV/エイズに関する対策が必要とされている。また、地理的にもラッサウイルスが蔓延しているナイジェリアやエボラウイルス病のアウトブレイクを経験しているリベリア等に近いことから、今後も同様の発生・流行のリスクにさらされており、対策が必要となっている。

この状況に対し、ガーナ政府は国家開発計画である「Ghana Shared Growth and Development Agenda II: 2014-2017」において、マラリアやHIV/エイズ・性感染症等の感染率削減に向けた対策の一環として、感染症研究の強化に取り組んできた。現在は、次期中期国家開発計画となる「An Agenda for Jobs: Creating Prosperity and Equal Opportunity for All 2018-2021」が策定中であり、その中でも若年層など社会的に脆弱なグループを特にターゲットとした感染症予防に取り組むことが明記されている。また、TICAD VIのナイロビ宣言において「強靱な保健システム促進」を三本柱の1つとして掲げ、IHR（International Health Regulations：国際保健規則）遵守能力強化、健康危機への準備体制強化の重要性に留意しつつ各国でのサーベイランス、検査能力強化等に取り組むことが合意されている。さらに、SDGゴール3「すべての人に健康と福祉を」においては、ターゲット3.4でエイズ、結核、マラリア他の感染症の流行終焉を目標にしており、検査能力及び研究の安全・質管理の向上は同ターゲット実現のために不可欠である。こうした中、野口記念医学研究所（以下、野口研）は西アフリカ域内ラボ・サーベイランスネットワーク（ECOWAS CDC）の主要検査機関として国内のみならず周辺国の検査支援、能力強化への技術支援等の役割が期待されている。

これらの期待の一方で、野口研ではバイオセーフティレベル3（以下、BSL3）ラボのSOP（Standard Operation Procedure:標準業務手順書）は整備されているものの、SOP遵守や運用モニタリングが不十分であった。野口研内でも安全と質の担保のための質管理担当者の任命、ISOの取得などの取り組みを開始しつつあるものの、SOP遵守をモニタリングするシステムや電気技師、配管技師等の維持管理技師が日常施設を利用する研究者と連携して維持管理を行う体制が依然として十分ではないことから、無償資金協力「野口記念医学研究所先端感染症研究センター建設計画（実施中）」により完成予定の新BSL3ラボを含む新施設の安全な運用のためには、現在の運用・使用体制の改善が緊急の課題である。

このような背景のもと、ガーナ政府から、野口研における質管理を担う委員会の設置と機能強化、SOPに準拠した手技による活動の実施の支援とそのモニタリング体制の構築を目的とした技術協力プロジェクトの要請があった。

今回実施する詳細計画策定調査は、プロジェクトの枠組み及び実施体制等を確認した上で、活動の内容を確認し、その結果を協議議事録（M/M）にまとめて合意するとともに、事前評価を行うものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく評価を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2018 年 11 月上旬）

- ① 要請背景・内容を把握する（要請書、関連報告書等の資料・情報を収集・分析し、ガーナの開発計画、西アフリカ地域における本プロジェクト・本研究所の位置づけや、協力対象分野における政策・制度の現状、課題に関する開発動向を把握する）。
- ② 上記を踏まえ、評価分析に係る調査計画・方針（案）を検討する。
- ③ カウンターパート機関や関係機関（野口研が属するガーナ大学、共同研究を行う米国疾病管理予防センター[CDC]等）に対する質問票（和文・英文）を作成する。
- ④ 野口研の実験室を利用する専門家に対する質問票（和文・英文）を作成する。
- ⑤ PDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）及び事業事前評価表（案）（和文・英文）を検討する。
- ⑥ 他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑦ 事前の調査団打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2018 年 11 月中旬～11 月下旬）

- ① JICA ガーナ事務所等との打ち合わせに参加する。
- ② 本調査の趣旨・実施方法について、ガーナ側に説明を行う。
- ③ 質問票を活用して以下の情報・資料を収集、分析し、必要に応じて関係者にインタビューを行い、現状を把握することで、プロジェクトの協力範囲、実現可能性、プロジェクトにおけるカウンターパートの役割と連携において JICA 団員に協力する。
 - ア) ガーナの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) 感染症対策における研究・開発動向
 - ウ) 野口研のメンテナンス及びバイオセーフティ関連における実施体制（組織・予算・人員・技術水準など）
 - エ) 維持管理における研究者、実験室技師及び維持管理技師の役割分担
 - オ) 他ドナー・機関の援助動向
 - カ) ガーナ（特に野口研）における IHR（特にラボ・質管理部分）の遵守状況
 - キ) バイオセーフティ関連ガイドラインやマニュアルの整備状況、遵守状況
- ④ 調査団及びガーナ側と協議の上、PDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）、R/D（案）（和文・英文）及び協議議事録（M/M）（和文・英文）の作成に協力する。
- ⑤ 評価 5 項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ⑥ 担当分野に係る現地調査結果を JICA 調査団および JICA ガーナ事務所に報告する。

（3）帰国後整理期間（2018 年 11 月下旬～1 月下旬）

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ② 帰国報告会、国内打ち合わせに参加し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告（案）（和文）を作成し、全体のとりまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1）業務完了報告書

担当分野に係る詳細計画策定調査報告（案）（和文）、事業事前評価表（案）（和文・

英文)、面談記録、収集資料一式を参考資料として添付して提出することとする。
上記(1)については、電子データについても提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田または羽田→香港(アディスアベバ乗り換え)またはドバイ→アクラを標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2018年11月11日～2018年11月24日(日本発着日含む)を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員の参団に先立ち約一週間調査を先行していただく見込みです。なお、現地治安情勢、関係者の都合によっては、調査時期が変更になる可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) 技術参与(外部機関)1名
- エ) 評価分析(本業務従事者)

③ 便宜供与内容

JICAガーナ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎 : あり
- イ) 宿舎手配 : あり
- ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供(JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

- エ) 通訳傭上 : なし
- オ) 現地日程のアレンジ : あり
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ
- カ) 執務スペースの提供 : なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する資料をJICA人間開発部保健第一グループ保健第二チーム(電話03-5226-8360)にて配布します。

- ・ ガーナ国野口記念医学研究所改修・拡充計画フォローアップ調査報告書
- ・ 本プロジェクト要請書

以下の関連無償資金協力の資料のうち、ア)はJICA図書館のウェブサイト(<http://libopac.jica.go.jp/>)で、イ)はJICA事業評価のウェブサイトにて閲覧可能です。

- ア) 野口記念医学研究所先端感染症研究センター建設計画準備調査報告書(2015年)
- イ) 野口記念医学研究所先端感染症研究センター建設計画 事業事前評価表

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② ラボ関連案件（検査能力強化、マネジメント強化等）に係る評価分析の業務経験があればなお望ましい。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、当該国の在外公館及び JICA ガーナ事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上